

論点に対する回答

(R2. 4. 23)

省 庁 名	法務省
論 点	<p>以下の論点について、それぞれ下記回答欄にご回答ください。</p> <p>目下の状況に鑑み、産業界から要望の強い総会時における事務負担軽減のため、事業報告や計算書類等のウェブ開示可能な範囲を可能な限り拡大すべきではないか。</p> <p>① 具体的には、現在、会社法計算規則 133 条 2 項、4 項で電磁的に提供が可能な計算書類は、個別注記表に限定されていると理解されているが、計算書類全体を電磁的に提供することが可能となるよう、省令（又は通達等下位の規程）を改正すべきではないか。</p> <p>② そのほか、株主総会参考書類、事業報告についてもウェブ開示の対象の見直しを図り、その対象範囲を拡大すべきではないか。</p> <p>③ 株主総会シーズンが接近していることに照らし、①、②について直ちにウェブ開示可能範囲拡大の意思決定を行うとともに、事業者に対して周知徹底を行うべきではないか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 会社法上、定時株主総会を招集するときは、その招集通知に計算書類等の株主総会資料を添付して株主に提供しなければならない。いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度は、株主総会資料の一部について、一定の期間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす制度であるが、重要な事項、典型的に株主の関心が高いと思われる事項等についてはその適用対象外とされ、書面で株主に提供しなければならないことを前提として許容されている。すなわち、計算書類については、貸借対照表及び損益計算書は、その重要性に鑑みて、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象とはされておらず、株主資本等変動計算書及び個別注記表のみがその適用対象とされており、このように適用範囲を限定することによって、制度の適法性が担保されていると考えられる。</p> <p>会社計算規則を改正して、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用範囲を拡大し、計算書類全体をみなし提供制度の適用対象とすることについては、株式会社の財務状況に関する最も重要な事項等までもその適用</p>	

対象とし、書面で株主に提供しないこととするものであり、「法務省令で定めるところにより…提供しなければならない」とした会社法第437条による委任の範囲を超えている可能性が極めて高いと考えられる。特に、我が国においては、依然、高齢者を中心としてインターネットを利用することが困難である者が少なくなく、このような株主の利益に配慮する必要があるが、みなし提供制度の適用範囲を計算書類全体にまで拡大した場合には、ウェブ開示をすれば、インターネットを利用することができないために計算書類を見ることができなかった株主に対しても計算書類を提供したものとみなすこととなり、相当でない。

令和元年12月に成立し、公布された会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）において、株主総会資料の電子提供制度を創設し、定款の定めに基づき、株式会社の取締役が計算書類等の株主総会資料の内容である情報を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集の通知により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、取締役は、株主に対して株主総会資料を提供に提供したものとすることとされたが、法務省令を改正して、計算書類全体をみなし提供制度の適用対象とする場合には、本来、法律により定めるべき事項を法務省令により定めることとなり、このような観点からも、会社法による委任の範囲を超えている疑いが強い。

これに加えて、本年に開催される定時株主総会においては、多くの株式会社において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主に対し、書面による議決権の行使を促すとともに、来場を控えるよう呼び掛けたり、入場を制限する等の措置がとられることが予想されるが、みなし提供制度の適用範囲を拡大した場合には、株主総会の当日に会場に行かなければ、計算書類や議案等の内容を把握することができない株主に対して、議案自体や議案の検討に必要な情報を提供しないまま、書面による議決権行使を促したり、会場への入場を制限することになりかねず、招集手続の適正を害するおそれが高い。

- ② 株主総会参考書類及び事業報告に関してウェブ開示の対象範囲を拡大することについても、①と同様に、現行の会社法施行規則においては、重要な事項や、典型的に株主の関心が特に高いと考えられる事項、実際の株主総会において口頭で説明されることが多いと考えられる事項は、ウェブ開示の適用対象外とされており、このように適用範囲を限定することによってみなし提供制度の適法性が担保されていると考えられる

こと、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮する必要があること、本年に開催される定時株主総会において入場制限等の措置がとられることを踏まえると、みなし提供制度の適用範囲を拡大した場合には、招集手続の適正を害するおそれが高いこと等を考慮すると、慎重な検討を要する。したがって、会社法施行規則を改正して、株主総会参考書類及び事業報告について、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用範囲を拡大することも、相当でない。

- ③ 現下の状況を踏まえると、法務省令を改正する場合には、パブリックコメントの手続をとる時間的な余裕はなく、周知期間も短くなることが見込まれるが、株主等に意見を述べる機会も与えないまま、株主等の利害関係者の利害に大きな影響を与える法務省令の改正を行うことは、相当でないと考えられる。

そもそも、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、当初予定した時期に計算書類、株主総会参考書類及び事業報告（以下「計算書類等」という。）を株主に提供することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に、計算書類等を株主に提供し、定時株主総会を開催すれば足りると考えられる。また、このような場合であっても、当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行（会社法第317条）の決議を求めた上で、当初の株主総会の後合理的な期間内に、計算書類等を株主に提供し、継続会を開催することもできる。したがって、当初予定した時期に計算書類等を株主に提供することができない状況が生じたとしても、上記のような方法により、株主が株式会社の財務、事業に関する情報を受ける利益にも十分な配慮をしつつ、適切に対処することが可能である。

前記のとおり、現行の法務省令において、重要な事項や、典型的に株主の関心が特に高いと考えられる事項、実際の株主総会において口頭で説明されることが多いと考えられる事項等については、ウェブ開示によるみなし提供制度を利用することはできないこととされているが、現行のみなし提供制度についても、会社法による委任がないか、その範囲を超えているという指摘がされていることも踏まえると、法務省令を改正して、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用範囲を論点①及び②に記載されたように拡大することは、相当でなく、困難であると考えている。